

第 2 次丹波市環境基本計画（改定版）【案】に対するパブリックコメントについて

8 人 40 件

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
1	—	森林整備促進の為に J クレジットの導入の検討ください。 丹波市がプラットフォームになることで林業では高齢化や森林ではお金が稼げない等の理由により衰退が進んでいる森林整備に市民が取り組みやすくなるのではないかと考えています。クレジットが動くまで登録から 4～5 年かかると言われていますが、森林の割合が高い丹波市にとって脱炭素が叫ばれている現状でタイミングがよいのではないのでしょうか。	地球温暖化対策、脱炭素社会の構築は、地方公共団体として積極的 に取組まなければならない課題と考えております。今後、市におい て J-クレジットの導入について、調査研究の検討をしてみたいま す。
2	—	団体だけでなく個人で器材を買える使える補助金があれば、森林 整備にも取り掛かりやすくなり、里山の利活用促進に繋がると思い ます。	地域の森林整備活動を行う自治会、ボランティアグループ等に森林 施業に必要な備品として資機材の補助支援をしておりますので、個 人に対しての支援までは考えておりません。
3	12P～13P	氷上回廊について 「氷上回廊」について 70 p では、「■市の率先した取組の推進 で ○生物多様性ホームページの“氷上回廊”を環境の保全や創造のシン ボルとして情報発信するなど環境情報の発信に努めます。」と記載 してありますように、「氷上回廊水分フィールドミュージアム」をリ ニューアルするなど力を入れられています。 しかし、13 p の氷上回廊の説明部分において、頁の半分が空白に なっています。空白の部分で「氷上回廊」の PR をもっとすべきでは	氷上回廊という独特の地形によってもたらされる生物多様性や環 境については積極的に PR していくべきと考えております。 ご意見を踏まえ、13P の空白部分に氷上回廊特有の生態系につい て追記いたします。 また、より詳しい情報にアクセスできるよう、生物多様性ホーム ページ“氷上回廊”の URL を追記します。 「続 青垣いきものふれあいの里ガイドブック氷上回廊」につ きましては、今後 PR を進めていく中で参考とさせていただきます。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		ないでしょうか。例えば、陸封魚のアマゴ、ヤマメの混成分布、アブラハヤ、タカハヤの混成分布など記載もお願いしたいと思います。 氷上回廊の詳細については、「続 青垣いきものふれあいの里ガイドブック氷上回廊」に記載されていますので活用されてはいかがでしょうか	
4	P14	（３）気候 の記載部分ですが・・・ 気候は、～ また、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）により豪雪地帯として指定されている青垣地域では、雪国の生きものを確認することができます 意見としてですが、「雪国の生きもの」とは何でしょうか、具体的に「〇〇などの雪国の生きものを確認することができます。」などの記載があるとよくわかります。しかし、青垣にはどのような「雪国の生きもの」がいるのでしょうか。植物なら「せつぶん草」などがありますが「雪国の生きもの」の表現の再考をお願いします。	「雪国の生きもの」とは、日本海側の豪雪地帯に指定されるような寒冷な地域で確認できる生きものを指しており、青垣地域ではホトケドジョウやアブラハヤ、ユキグニミツバツツジなどが当たります。 丹波市では、上記のような地域で確認される生きものが生息しており、生物多様性に富んでいることを表すため、「雪国の生きものを確認することが出来る」という表現をしています。
5	P42	「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち 今後、人口が一層減少すると見込まれている中で自然環境を持続的に守り育てていくためには、自然環境を活用した産業や暮らしを創造するなど、地域の活力を生み出しながら自然環境を維持向上させていく仕組みを構築することがますます重要となっています。第 2 次丹波市環境基本計画では、丹波市が加古川と由良川の源流に位置し、丹波市の環境問題は下流域にも影響を与えること、また、丹波市の個性でもある“源流のまち”を次世代へ継承する必要があることを踏	ご意見のとおり、これまでの取組を記載した方がわかりやすいと考えますご意見を踏まえ下記のとおり改めます。 「取り組みを行ってきました。」→「森林整備や環境創造型農業の推進、公共用水域の保全などの取組を行ってきました。」 なお、個別の具体的な取り組みについては、毎年作成している「丹波市環境報告書」にて公表しています。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		まえ、第1次計画で定めた将来像の「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち」に“源流の”を加えた丹波市の目指すべき将来像を掲げ、取組を行ってきました。」など「源流」が強調されていますが、最後の行で「丹波市の目指すべき将来像を掲げ、取組を行ってきました。」と記載されていますが、「〇〇などの取り組みを行ってきました」というように具体的にどのように取り組んだのかを記載する方がわかりやすいと思います。 例えば、公共下水道事業の具体的な取り組みや3,300基の浄化槽保守点検に取り組んでいる(一社)丹波市浄化管理組合に公的支援を行い公共用水域の水質保全に取り組んでいることなど。	
6	2P, 61P	61pに「急速充電器インフラ整備平成27年(2015年)に本庁舎、春日庁舎、山南支所、市島支所の駐車場4か所に急速充電器を設置しました。春日庁舎を除く3か所については、令和元年度(2019年度)から利用回数、充電量の両方が増加しており電気自動車の普及がうかがえます。4か所の急速充電器の利用により令和2年度(2020年度)は、約33,904kg-CO₂の二酸化炭素削減につながりました」また、2pでは、「地球温暖化の防止」として、「市内では電気自動車が普及し、自動車としての役割のほか、住宅用蓄電池としても活用されています。公共交通の利用者が増え、二酸化炭素排出量の運輸部門の割合が減少しています。」と記載されていますが、市内に電気自動車が普及しているのに、なぜ、柏原支所と青垣支所には電気自動車用の急速充電器がないのでしょうか。二酸化炭素排出量の運輸部	現在、本庁舎、春日庁舎、山南支所、市島支所に設置している充電器につきましては、駐車場のスペースや電源の確保、周辺に既設の充電器がないか等の条件を検討の上設置しております。柏原地域自動車販売店の充電器が多くあり、また、青垣地域には「道の駅あおがき」にすでに充電器が設置されているため、両支所への設置は行っておりません。 今後、電気自動車の普及がさらに進む中で、柏原支所及び青垣支所への充電器設置について検討してまいります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		門の割合を減少させるなら柏原支所や青垣支所にも急速充電器を設置する計画があるのなら、その旨記載すべきではないでしょうか。	
7	5P	「丹波市環境基本条例」基本理念では、第3条第1項、環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行わなければならない。 第3項、環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行われなければならない。 第4項、地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。 と記載してあります。柏原支所や青垣支所に電気自動車の急速充電器の計画がなければ「丹波市環境基本条例の基本理念」と整合性がとれないような気がしますがいかがでしょうか。	柏原支所及び青垣支所に充電器を設置していない理由については、No.6の回答のとおりです。 また、環境基本条例の基本理念では、市、事業者、市民による積極的な推進を掲げていることから、事業者による充電器の設置が進んでいない地域へ設置を行っており、整合性は取れていると考えております。
8	64P	「■景観保全の推進、○近年、空き家数の増加が問題となっています。老朽化して管理不全な状態になった空き家は、景観面だけで	移住に関する空き家の活用について、浄化槽保守点検業者を案内するなど、事前に浄化槽設置状況について確認できるよう検討して

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		はなく、安全、衛生、防犯等生活環境全般に影響を与えることから、適正管理や利活用に対する支援を行います」と記載されています。 意見としてですが、丹波市に移住される方は、丹波市全地域に下水道が整備されていると思われていますが、浄化槽が設置されている区域もあります。空き家の多くは築年数も古く、浄化槽が設備されていても長期間保守点検がされてないものや、浄化槽が耐用年数を超えているものもあります。移住された方が、浄化槽があることを知らずに移住され、浄化槽の修理に多額の費用を要することもあります。 それを解決するためには、事前に丹波市の移住担当課や丹波市への移住を促進する民間団体、浄化槽保守点検業者と連携し、下水道ではなく浄化槽が設置されていることや浄化槽の状況がどのようなになっているか、また、浄化槽に不備がある場合、浄化槽を使えるようにするにはどのくらい費用がかかるのかなどを情報として提供し、移住を希望される方に事前に告知する必要があるのではないのでしょうか。 移住されてから浄化槽の修理に費用がかかるため、浄化槽を修理がおろそかになってしまうと丹波市の環境に悪影響を及ぼすことになります。丹波市、移住促進の民間団体、浄化槽保守点検業者、三者の連携が大変重要だと思います。	まいます。
9	3P	イラストに地域猫活動も入れて下さい	該当ページのイラストについては、各基本目標の「将来の環境イメージ」をイラスト化したものを掲載しています。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
10	42P	丹波市の森と農を活かし、ネコ、人、自然が共生する源流のまち 「日本一ネコと人が幸せに暮らす町」を目標に地域猫活動を通じて 市民が小さな命を大切にできる丹(まごころ)のまちづくりを目指し ます。	地域猫活動については、野良猫の増加やそれによる糞尿、鳴き声 の問題解決につながる重要な取り組みであると考えていますが、目 指すべき将来像は、森林や河川、生活環境、景観など幅広いものを 「自然」としてとらえており、その中に地域猫活動も含んでいます。
11	43P	視点 4 地域猫活動を入れて下さい	視点 4 に示す参画と協働による環境保全の推進は、地域猫活動に 限るものではないため、特定の取組の記載はしていません。
12	45P	基本目標 4 地域猫活動を推進します 基本目標 5 地域猫活動を通じて人と人とのつながりを大切にし～	基本目標は取組を限定したものではないため、特定の取組の記載 はしていません。
13	49P, 51P	P49 51 自然環境の保全、育成につながる人づくり 地域猫活動のことも入れて下さい	該当の基本目標は「“里地里山”の保全・再生と循環利用」であり、 林業・農業分野について記載しています。 なお、犬・猫に関する取組は 65P に記載しております。
14	63P	基本目標 4 イラストに地域猫活動を入れて欲しい 文字のところにも地域猫活動のことを入れて欲しい 不法投棄のところに動物の遺棄のことも入れて欲しい	該当ページのイラストについては、基本目標 4 の「将来の環境イメ ージ」をイラスト化したものを掲載しています。 文字の部分については、地域の美化活動や環境を守る活動は多岐に わたるため、特定の取組の記載はしていません。 また、動物の遺棄は不法投棄には含まれないため記載していません。
15	64P	景観保全の推進 地域猫活動のことを入れて欲しい	ここでの景観保全は、空き家や土地による景観を指しているため、 地域猫活動については記載しておりません。 なお、犬・猫に関する取組は 65P に記載しております。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
16	65P	公害の未然防止と拡大抑制 不妊去勢手術をして地域猫として一定のルールを守って飼育管理 する	ご意見を踏まえ、下記のとおり改めます 「●飼主のいない猫への無責任な餌やりはしません。」→「●飼主の いない猫に対する、糞尿や繁殖の問題を考慮しない無責任な餌やり はしません。」
17	69P	将来の環境イメージ イラストに地域猫活動を入れて欲しい 文字のところにも地域猫活動のことを入れて欲しい	該当ページのイラストについては、基本目標４の「将来の環境イメ ージ」をイラスト化したものを掲載しています。 また、文字の部分では、地域の美化活動や環境を守る活動は多岐に わたるため、特定の取組の記載はしていません。
18	65P	市民の自主的な取組の推進 地域猫活動のことを入れて欲しい	地域団体や NPO などの環境保全活動を行う団体は多岐にわたるた め、特定の取組の記載は行っておりません。
19	71P	市民の自主的な取組の推進 地域猫活動、地域づくり活動を通して～	地域づくり活動に含まれる活動は多岐にわたるため、特定の活動の 記載はしておりません。
20	72P	イラストに地域猫活動を入れて欲しい	当該ページのイラストは、環境について学ぶこと、環境について継 承していくこと全般のイラストであるため、特定の活動のイラスト は掲載しておりません。
21	36P	ペットの鳴き声や の後の文章に猫などの多頭崩壊 (多頭崩壊についての文章は必要だと思います、地域での発生が多 くなっています)	ここでは、市民アンケート調査における「住まいの周辺の清潔さに 満足していない理由」の結果を記載しています。 アンケートでは住まいの周辺の清潔さに満足していない理由とし て、多頭崩壊がないため記載しておりませんが、65P の市民の取組 について下記のとおり改めます。 「●ペットのふんの処理など、飼育マナーを守ります。」→「●ペッ トのふんの処理や、無理な繁殖をさせないなど、飼育マナーを守り

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
			ます。」
22	61P	この地域ごとのグラフの中に例えば柏原が含まれていない事への説明文の追加	ご指摘の通り、柏原支所及び青垣支所に充電器を設置していない理由について追記します。
23	65P	公害の未然防止と拡大抑制の枠内で市民内・野焼きとの表現ですが野焼きに関しての内容の説明や明記が必要と思います。どのような事が野焼きかが人により解釈が違います	野焼きは原則禁止となりますが、一部例外となる場合があります。例外にあたるかどうかを明確に区別することは非常に難しく、個々の事例ごとに判断する必要があります。 なお、野焼きの禁止については、広報等による周知啓発を行っています。
24	65P	公害の未然防止と拡大抑制の枠内で市民内、この中に無責任なエサやりとは?地域猫は除くと多頭崩壊の早期発見と処置を追加してはと思います。	飼主のいない猫への無責任な餌やりとは、その猫に餌をやることによる影響（糞尿や繁殖の問題等）を考慮しない餌やりを指します。また、ご意見を踏まえ、下記のとおり改めます。 「●飼主のいない猫への無責任な餌やりはしません。」→「●飼主のいない猫に対する、糞尿や繁殖の問題を考慮しない無責任な餌やりはしません。」 「●ペットのふんの処理など、飼育マナーを守ります。」→「●ペットのふんの処理や、無理な繁殖をさせないなど、飼育マナーを守ります。」

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
25	69P	市民の自主的な取り組みの推進の中で環境に関するイベントの・・・文章の最後に丹波市ごみ分別アプリの更なる広がり活用・・と明記されてはと思います。	ごみの分別に限った取組ではないため、丹波市ごみ分別アプリのみの記載はしていませんが、今後、ごみ分別アプリの活用をさらに推進してまいります。 なお、丹波市ごみ分別アプリにつきましては、56P に記載しています。
26	—	主題：100 年後の子々孫々まで森林と里山と生活圏の生物多様性と持続可能性を残す 兵庫県丹波市の本来のバランスの良い植生の回復を目指す 過去に植林された針葉樹林重視でなく、地域本来の常緑広葉樹林相と落葉広葉樹林相を増やしてバランスの取れた植生相への転換を促す 人が管理する森林ばかりでなく、人が関与することが少ない森林づくり目指す地域を増やすことで、管理のバランスとることでもある 水源確保と災害予防 参照：明治神宮の森（本田静六、本郷高德、上原敬二） 環境修景論（近藤公夫（京大・神戸工芸大））	47P に記載しておりますように、里地里山の保全・再生として、森林の混交林化や生物多様性、防災面など、森林の多面的機能を維持する森づくりを進めてまいります。
27	—	主題：100 年後の子々孫々まで森林と里山と生活圏の生物多様性と持続可能性を残す 環境土地に長く適応してきた伝統的農作物の保護と栽培促進 兵庫県は固有種種子の保護に取り組んでいるので、市は丹波地域の固有種の保護栽培生産をさらに促進する 主な対象：米穀物（酒米、米、雑穀、大豆）、野菜（芋、大根、な	本計画の性格としては、環境に関する基本的な方向性を示すものであるため、個別の取組等については、事業主管課において、個別計画等を踏まえ検討して参ります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		ど)、樹木、柿などの果樹、繊維原料植物、染料原料植物、椎茸や松茸などキノコ類、和牛や川魚など 参照：主要農作物種子生産条例兵庫県	
28	—	主題：100 年後の子々孫々まで森林と里山と生活圏の生物多様性と持続可能性を残す 化学物質の環境への過剰な漏出を削減する 主な対象：発がん性の疑いがある農薬成分の使用を制限し 5 年後に使用禁止する（グリホサート系農薬） 参照：ラウンドアップ（wikipedia）	農薬による化学物質の過剰な漏出を削減するため、48P に記載しているように、環境創造型農業を推進してまいります。
29	6 P	計画の位置付け の記載に関連して この計画は基本的な方向性を示すものと理解しており、各課題にはここに記載されている個別の方針や計画等で検討、取り組まれると推察します。この計画に記載されている各目標や方針が他のどの行政計画で具体化されるか分かるように記載することが、今後の施策や市民や事業者の責務を果たしていくために、具体的な議論を進めるためには必要と思います。	各取組、指標がどの個別計画に紐づいているかが市民に分かりやすくなるよう、庁内で検討を進めてまいります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
30	10P, 47P～49P, 53P～55P, 57P～58P, 63P～65P, 69P～70P	P10 及び各目標の KPI に関連して 中間点での改定であることから、計画案に記載されている現状だけでなく、これまでの取組の進捗状況や成果と課題について言及する必要があると思います。少なくとも、当初設定した KPI の現状値と目標値も記載は必要と思います。そのギャップ等については記載をする必要があると思います。その上で、今後の 5 年間の施策や目標を再設定されるべきではないでしょうか。	ご指摘の通り、計画策定当初の現況値（平成 27 年度）と目標値（令和 3 年度）について追記します。
31	47P～52P	基本目標 1 山林管理について、全てを管理することは必要かどうか、また実現できるかどうかをシビアに検討していく必要があると思います。市民の責務には所有者の責任が強く記載されていますが、ゾーニング、管理が難しい状況にある山林の管理方法、管理できるようにするための支援方法など具体化を図る必要があると思います。それらは森林ビジョンに委ねるのであれば、その方向性だけでも記載をする必要があると思います。	本計画の性格としては、環境に関する基本的な方向性を示すものであるため、個別の取組等については、事業主管課において、個別計画等を踏まえ検討して参ります。 また、各取組、指標がどの個別計画に紐づいているかが市民に分かりやすくなるよう、庁内で検討を進めてまいります。
32	57P～62P	基本目標 3 社会的には、温暖化ではなく気候変動という捉え方が主流かと思っています（温暖化による影響が気候変動であり、極端な気象等）。その視点を記載すべきではないでしょうか。また目標は温暖化の防止となっていますが、内容にある通り、気候変動適応が今後重要であり、目標の表現にもこれらを意識した言葉を入れるべきではないでしょうか。	地球温暖化が人間活動に起因して大気中に放出される GHG（二酸化炭素等）により地球が暖められる現象を指すのに対し、気候変動は数十年かそれよりも長い期間持続する、気候状態の変化を指しています。 上記の違いから、基本目標 3 の題には地球温暖化という表現を用いています。 なお、ご意見を踏まえ、23P の気候変動の解説に地球温暖化との視

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
			点の違いを追記します。
33	—	用語説明 ・多面的機能・・・等国の制度や事業名が多数ありますが、一般的には（自治会役員であっても）知らない場合が多くあります。専門用語については説明を追記いただければと思います。	専門用語等につきましては、随所にコラムや解説ページを設けておりますが、説明を記載すべき専門用語の範囲について、今後検討を行って参ります。
34	—	計画の内容について意見を述べる前に、市民にパブリックコメントを求める市当局の姿勢に疑問を持ちましたので、その点について申し上げます。 市ホームページでは、改訂版の PDF ファイルと意見シートしか公開されておりません。通常、このような 80 ページにもなる大冊の計画について意見を求める場合、今回の改正ポイントを要約した 1 枚紙と修正箇所の対比表を添付するのが常識と思います。（または、修正箇所にコメントをつける） 当局の姿勢は、市民に「計画全部を読み、修正箇所を推測したうえで、意見を出せ」と言っているのに等しく、市民に意見をもらう手続きをしたという実績をつくるための「仕事をやったふりしているだけ」の自己満足のように思えます。	本計画の改定については、改定箇所のみならず、計画全体についてのパブリックコメント募集であったため、改定版（案）と意見シートの掲載を行いました。 今後、市民の皆様がより意見しやすい方法について検討して参ります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		丹波市役所の常識（組織の論理）が、庁舎の外では、非常識になる場合があることを職員の皆さんには是非知っていただきたいと思います。最近の事例では、上小倉物品庫がそのよい例です。自宅を売却するとき、一般市民なら周辺の相場をチェックするのにそれすらせずに、約 2 7 0 0 万の課税評価額の価値を有する不動産（約 3 0 0 0 平米の土地と立派な倉庫）である公有財産を 1 0 0 万円で売却したのもその一例です。（関与した 4 名の職員が社会通念という民法の概念に対する理解と社会人としての常識を有しているのか疑いたくなります。）	
35	—	太陽光発電施設と景観保全との関係について 当該施設は、丹波市の緑豊かな自然環境を破壊しているとともに、開発業者から丹波市環境政策は挑戦を受けていると私は認識しております。環境基本計画にはそれについての言及はなく、当局がそれをどのように認識しておられるのか不明です。当該施設の環境破壊度は、6 4 ページの景観保全の取組指標中の屋外広告物の比ではないと考えます。 何も対策をとらないのなら、丹波市は今後もこのような開発を許容するというメッセージを開発業者に送っているのに等しいことを担当者は認識すべきです。現状では、開発業者が同じような施設を申請した場合、県は認可してしまうのです。はたしてそれでよいのでしょうか。丹波市独自で太陽光パネルの設置基準を厳格にした「地域環境保全に関する条例」を制定すべきと考えます。そのためには、	緑豊かな自然環境、丹波市ならではの里山風景。これらは丹波市の財産であり、守るべきものであると考えます。一方、太陽光発電は、脱炭素が叫ばれる現在の社会情勢の中で、エネルギー源の一つとして期待されるものでもあり、規制と推進のバランスは慎重に見極めていく必要があると考えます。 エネルギーの視点、森林整備の視点、防災の視点、景観保全の視点等、様々な視点から太陽光発電の規制及び推進について検討して参ります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
		基本計画にアクションプランを記述しなければなりません。理想論を並べただけの基本計画では意味がないと考えます。	
36	—	ゴミ袋半額化へ向けた当局の取り組みについて 昨年１２月の市議会本会議でゴミ袋半額化の条例案が否決されました。反対した市議の中には、ゴミの削減が先という主張をした議員がいます。当局として、半額化条例の再提出をするための目標値をどこに設定するのか記述がまったくありません。前１項と同じで、アクションプランがないということです。 市民にゴミ削減の協力を得るためには、半額化条例の再提出のための一人当たりのゴミ発生量目標値を当局が掲げ、具体的な行動計画を示さなければなりません。 反対した市議も賛成せざるを得ない状況を作するのは、先の条例提案時に「値下げを機に、市民一丸となってゴミ削減キャンペーンを推進し、環境保護機運を高めます」と市議会に明確に説明できなかった当局の責任です。	本計画の性格としては、環境に関する基本的な方向性を示すものであるため、個別の取組等については、事業主管課において、個別計画等を踏まえ検討して参ります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
37	53P, 55P	ゴミ削減目標の論拠が不明確 令和２年度の一人一日当たりごみ発生量 7 7 6 g が令和４年度に 6 8 0 g となっています。つまり、令和３年度に 9 6 g の削減を見積もっていることになります。令和４年度から毎年 2 g 削減、最終年度は 1 g となっています。これでは、「令和４年度からはごみの減量化は何もしません」と言っているのに等しいということです。 （ゴミのリサイクル目標値についても同じで、令和３年度に 3. 1 %アップ、令和４年度以降、0. 1 のアップ） 令和３年度の大幅な削減が、どのような政策によってもたらされたのか説明がなく、その分析ができていないということは、適当な数字を並べただけのように思えます。 担当者は、データのもとになる論拠を明確に示す必要があると考えます。	廃棄物分野の目標値については、「丹波市一般廃棄物処理基本計画」に基づき設定しております。 ご意見のとおり、目標値と現況値が乖離しておりますので、今後は「丹波市一般廃棄物処理基本計画」の見直しも含め、検討して参ります。
38	—	ごみの減量化について 下流での対処でなく、上流・源流の対策を優先実施して下さい。 ⇒ 焼却ごみの減量化対処ではなく、ごみの発生源を減少させる対策を実施しながら焼却ごみの減量化というストーリーに。	ご提案ありがとうございます。 ごみの減量にはごみの発生抑制が最重要と考えておりますので、ご意見を参考に、市における具体の施策・事業の展開に取り組んで参ります。

No.	該当項目 頁	意見・提案の概要	市の考え方
39	—	ごみの減量化について 行政は、公共の広報紙の紙質変更、インキ変更、ページ数減、発行部数減、種類減の範を示し、紙ごみの発生対策を先導して下さい。紙質を変更して冊子を軽量化されている団体があります、参考にして下さい。また、広報機関紙の種類を減らす、配布方法を変更するなども検討してください。	市における印刷物の発行にあたっては、ご意見を踏まえて検討して参ります。
40	—	ごみの減量化について 事業者の機密書類の回収は何故無料ですか、新聞記事で「大阪に運んで有料で処理してもらっていたので助かります」とありました。何の対策でしょう？ 世の中に有料の処理業者があるのですから有料が適正でしょう。	本計画の性格としては、環境に関する基本的な方向性を示すものであるため、個別の取組等については、事業主管課において、個別計画等を踏まえ検討して参ります。